

競争入札参加資格審査願の提出要領

1 入札参加資格申請要件

那覇市の発注する、**建設工事に係る委託業務**の競争入札に参加を希望する業者は、次の

①から⑤までの要件を全て満たしていること。

① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

② 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。

(個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合を除く。)

③ 雇用保険に加入していること。

(従業員が1人もいないため適用が除外されている場合を除く。)

④ 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

⑤ 本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度の適用を受けた場合を除く。

2 競争入札参加資格審査願の希望業種について

登録希望業種及び業務内容を最高5つまで選んでください(その際、審査願の業種別データの欄に優先して登録する順に業種及び業務内容を入力してください。)

業種区分は、次の9業種です。()内は業務内容となっています。

①測量(測量一般、地図の調整、航空測量、その他)

②建築関係建設コンサルタント(建築一般、意匠、構造、建築積算、調査、その他)

③土木関係建設コンサルタント(土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、河川砂防及び海岸・海洋、発電土木、道路、トンネル、施工計画及び施工設備、建設機械、地質、造園、その他)

④地質調査業務(地質調査)

⑤補償関係コンサルタント(物件権利調査、事業関連調査、登記手続等、営業補償、土地評価、その他)

⑥設備設計コンサルタント(暖冷房、衛生、電気、機械設備積算、電気設備積算、その他)

⑦磁気探査調査業務(磁気探査調査)

⑧気象関係コンサルタント(気象調査)

⑨その他(その他)

なお、一旦登録した業種、業務内容及び優先順位については、次回(令和5・6年度)の登録まで変更できません。(地位の承継による場合を除く。)

※平成31・32年度の定時の入札参加資格審査申請より、⑤補償関係コンサルタントの業務内容中、「土地評価」が新たに追加されました。これまで発注案件の業務内容が土地評価の場合、「補償関係コンサルタント・その他」で発注していましたが、平成31年4月以降は、「補償関係コンサルタント・土地評価」で発注となっています。その旨ご留意の上、業務内容をご選択ください。

3 留意事項

- ①測量業務を希望する者は、測量法第 55 条の 5 の規定による登録を受けていること。
- ②建築関係コンサルタント業務中、建築一般を希望する者は、建築士法第 23 条の 3 の規定による登録を受けていること。
- ③入札参加資格審査願を提出した者が次のアからウまでのいずれかに該当するときは、資格の登録を行わないこと、又は資格の登録を取り消すことがあります。
 - ア 競争入札参加資格審査願及びこれらの添付書類中、重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったとき。
 - イ 審査のための実態調査に応じないとき。
 - ウ 審査の過程又は審査終了後、入札参加資格者として不適当であると認められたとき。
- ④本店（営業所）確認の基準は、次のとおりです。
 - ア 看板が設置され、電話、机等の什器備品、帳簿等を備え、事務所が住居兼用の場合は、居住部分とは明確に区分された事務所として営業の実態が確認できること。
 - イ 本市からの問い合わせ等について、対応できる従業員が常勤していること。
 - ウ 社員・家族・親族等の専用住宅でないこと。
 - エ 転送電話等のみでは事務所とみなさない。
 - オ 登記簿謄本に記載されていること。（法人に限る。）

4 受付期間（市内・市外・県外業者）

令和 2 年 12 月 1 日（火）～21 日（月）（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く。）

※12 月 21 日消印有効

※市内・市外・県外業者の受付時期を区分せず、期間を統一します。

5 提出方法

※新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、郵送での申請のみとなります。（窓口での受付は行いません。）

※申請後の提出書類等は返却いたしません。予めご了承ください。

以下の方法により、郵送で提出してください。

- ① 郵便物の未到着等のトラブル防止のため、配達記録が追跡できる方法で郵送してください。（書留類・レターパック・宅配便等）

※申請書類等の到着確認等の問い合わせについては対応できません。ご了承ください。また、未到着等のトラブルにつきましては、当市において一切責任を負いませんのでご了承ください。
- ② 郵便物に『競争入札参加者資格審査申請書在中』と朱書きしてください。

複数の業者の競争入札参加者資格審査申請書をまとめて送付する場合、1 社ずつ個別に封筒に入れる等区分してください。（提出物が混在しないようにしてください。）

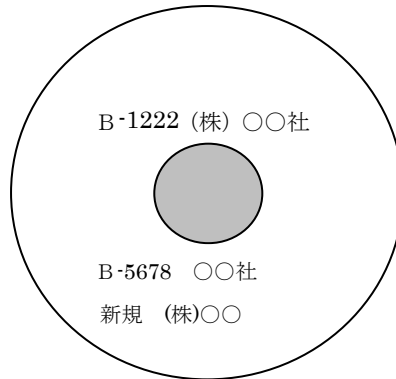
また、必ず同時に提出する業者のリスト「複数提出用確認リスト」を作成し同封してください。受付時の確認用に使用します。（ホームページに「複数提出用確認リスト」の様式を掲載しています。）

※郵送する前に全業者の競争入札参加者資格審査申請書と CD-R（CD-RW）等の提

出物が同封されているか確認してください。

提出用の CD-R（もしくは CD-RW）については、複数の業者のデータを1つの CD-R（CD-RW）へ保存も可としますが、CD-R（CD-RW）の表面に全業者の業者番号・商号を必ず記載してください。テプラ等の使用可。（新規申請の場合は番号が付番されていないため、商号の前に「新規」と記載。）（図参照）

【CD-R（CD-RW）表面記載例：複数データを保存する場合】



- ③ 受付票（はがき）の必要な方は、指定した様式のとおり作成し、必要事項を記入の上、受付票（はがき）を提出ファイル（表紙の裏面内側）にクリップ止めしてください。（申請者の郵便番号・住所・会社名等宛先を必ず記入してください。）はがきの様式については下記の図を参照のうえ、作成してください。（受付票が必要ない方は添付する必要はありません。）
受付したことのみを通知する内容となります。（受付印の押印のみ）
※はがきの添付がない場合、切手を貼っていない場合は対応できません

[受領票見本]

(表)	はがき見本	(裏)
<p>切手</p> <p>〇〇〇 〇〇〇〇</p> <p>申請者住所 〇〇〇〇</p> <p>申請者名 〇〇〇〇 御中</p>		<p>令和3・4年度那覇市業務委託 競争入札参加資格審査願</p> <p>【受領票】</p> <p>申請者名：〇〇〇〇</p> <p>受領印</p> <p>那覇市法制契約課</p>

④ 提出ファイルについて

提出書類2～17を番号順にフラットファイルA4S型(ファイルの色はピンク)に綴り、表紙、背表紙に「令和3・4年度委託業務競争入札参加資格審査願」及び「商号」等を記入してください。((「書類の綴り方」参照)

又、タックインデックス(青)の大を半分使用し、業者番号を記入して、ファイルの背表紙の一番上の位置に貼ってください。

6 送付先及び問い合わせ先

那覇市総務部 法制契約課 工事契約グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

TEL 098-951-3253 FAX 098-894-8974

メールアドレス S-HOUSEI001@city.naha.lg.jp

※メールでのお問合せ等の場合、件名は「(業者番号、業者名)入札参加資格審査について」にしてください。(新規登録の場合、業者番号が付番されていないため、業者番号の部分は「新規」と記載してください。)

7 提出書類等

※申請後の以下提出書類等は返却いたしません。

※提出書類等は、下記No.00「提出書類確認票」の「業者確認欄」をチェックし、全て揃っているか確認してください。

No.	提出書類等	説明
00	提出書類確認票	<ul style="list-style-type: none">・ 業者確認欄をチェック後、2の「競争入札参加資格審査願」の上(ファイルの一番上)に綴ってください。 ※複数の業者の競争入札参加者資格審査申請書をまとめて送付する場合、「複数提出用確認リスト」も提出してください。 (ファイルに綴らない)
1	申請データ ※CD-R(もしくはCD-RW)へ保存。 申請データ以外は何も保存しないこと。	<ul style="list-style-type: none">・ 申請書(エクセルファイル)に必要な事項を入力後、CD-R(CD-RW)に保存。 ※CD-R(CD-RW)に業者番号(新規申請の場合は「新規」と記載)と商号を記入してください。 ※提出されたCD-R(CD-RW)は保存後、こちらで処分します。
2	競争入札参加資格審査願(市様式)	<ul style="list-style-type: none">・ 申請データへ入力し保存した申請書を印刷。 (申請データの「競争入札参加資格審査願」のタブの右上「提出書類一式を印刷」から印刷。 県内業者の場合は技術職員有資格者名簿も同時に印刷されますが、名簿はNo.7でご使用ください。・ 2部印刷し、1部を提出(内容について問い

		<p>合わせする場合がありますので、1部は確認用に保管してください。)</p> <p>・用紙サイズはA4。片面印刷</p>
3	印鑑証明書 (原本)	※写し不可
4	委任状、使用印鑑届 (様式自由) (原本)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県外・県内離島事業者に限る。 ・ 入札、契約等の権限を代理人に委任する場合は代表者からの委任状を提出。 ・ 使用印鑑届は入札、契約等に使用する印鑑が実印と異なる場合に提出。(実印と使用印の両方の押印が必要です。) <p>※写し不可</p> <p>※法人の場合には、会社名及び役職名の記載がある印を押印して下さい (個人の印は使用できません)。</p>
5	経営規模等総括表 (写し可)	・ 県等の様式を使用。
6	測量等実績調書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市様式。県様式可 (県外事業者においては、国様式可) ・ 希望業種毎に作成 (元請・下請別に分けなくて良い。)
7	技術職員有資格者名簿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出日現在で在籍する常勤の技術者本市様式 (別紙) で提出。(No.2で一括印刷した場合、名簿はこちらに綴ってください。「技術資格者名簿」のタブから印刷も可。) 県様式不可 ・ 市内・市外事業者は、合格証明書又は免許証等の写しを添付すること (有効期限に注意)。 <p>※一人で同一資格を所有している場合は上位のみ記入 (免許証等も上位のみ添付すること)。</p> <p>※綴り方は、名簿の順番の資格者ごとにつづること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県外事業者は独自様式で可 (合格証明書等は不要)
8	登録証明関係書類 (写し可)	・ 営業に関し法律上必要とする登録証明書。
9	登記簿 (現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書) 謄本 (写し可)	・ 法人事業者のみ。
10	①身分証明書 (本籍のある市町村役場) ②登記されていないことの証明書 (東京法務局) (写し可)	・ 個人事業者のみ。
11	市税納税証明書 (滞納のない証明書)	・ 那覇市内に本店又は支店等を有する事業者

	※那覇市市民税課発行 (写し可)	※新型コロナウイルスの影響により特例制度の徴収猶予を受けている場合は徴収猶予許可通知書の写しと納税証明書(備考欄に未納額について徴収猶予中である旨記載されたもの)。 詳細は別添の「新型コロナウイルス感染症等の影響についての対応について」をご確認ください。
12	財務諸表 (写し可)	・直前2年分決算を記入 (税務申告した決算書の写しでも可)
13	労働保険証明書(労災のみは不可)。 (写し可) ※全事業者が対象となります(市内・市外・県外事業者)。 H31・32年度の入札参加資格申請の際の取り扱いと異なります。	・労働基準監督署又は公共職業安定所発行のもの(市内・市外・県外事業者)。適用除外者は除く ※新型コロナウイルスの影響により特例制度の納付猶予を受けている場合はその旨が示された証明書。詳細は別添の「新型コロナウイルス感染症等の影響についての対応について」をご確認ください。
14	健康保険・厚生年金(加入・納入)証明書 (写し可) ※全事業者が対象となります(市内・市外・県外事業者)。 H31・32年度の入札参加資格申請の際の取り扱いと異なります。	・令和2年9月分まで未納がないことの証明書(市内・市外・県外事業者)。 ・健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合の保険料の領収書及び厚生年金保険領収書の写しを提出。 ※労働者を1人も雇用していないため適用が除外されている場合等、未加入の場合は、その法的根拠を明記した「理由書(様式自由)」を提出 ※新型コロナウイルスの影響により特例制度の納付猶予を受けている場合はその旨が示された証明書。詳細は別添の「新型コロナウイルス感染症等の影響についての対応について」をご確認ください。
15	本店等所在地位置図及び写真(市様式)	・那覇市内に本店又は支店等を有する事業者のみ提出。 ※写真は、提出日前3ヶ月以内に撮影したもの(写真データを様式に印刷したものでも鮮明であれば可) ※外観と室内を写したカラー写真であること。 (看板が見えるように建物全体を写したもの。看板が確認しづらい場合は看板の部分を拡大して写した写真も必要。室内の写真は机、事務機器等の配置が分かるもの)
16	国税納税証明書(法人税・消費税等) (写し可)	・未納税額がないことの証明書。 法人事業者:様式その3の3

		<p>個人事業者：様式その3の2</p> <p>※新型コロナウイルスの影響により特例制度の徴収猶予を受けている場合は「徴収猶予許可通知書」または「納税証明書（その1）」の写しを添付してください。</p> <p>詳細は別添の「新型コロナウイルス感染症等の影響についての対応について」をご確認ください。</p>
17	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・市内・市外事業者のみ ・令和2年7月1日現在の被保険者を雇用の規模の人数として数える（7月2日以降に退職している従業員も人数に入るので、削除しないこと）。 ・標準報酬決定通知書は、氏名、生年月日、適用年月日が確認できる状態で提出すること（報酬額以外は墨消し不可）。 ・個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合は、雇用保険被保険者証の写し。 ・事業主のみ又は家族従業員のみで従事しており、雇用保険に加入していない場合は、確定申告書の写し（専従者の氏名欄で確認）。 ・後期高齢者を雇用している場合は、後期高齢者医療被保険者証の写し+賃金台帳の写し（直近3カ月分の賃金を確認できるもの）。
18	合格通知書送付用切手	<ul style="list-style-type: none"> ・84円切手1枚（返信用封筒は不要） <p><u>※提出ファイル（表紙の裏面内側）にクリップ止めしてください。</u></p>
19	受領票（はがき：必要な方のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>受領印が必要な方のみ。（※受領印が不要の場合は必要ありません。）</u> ・3ページの「はがきの見本」を参照のうえ作成してください。 <p>※はがきには必ず切手を貼ってください。切手が無い場合、住所等必要事項の記載が無い場合は対応できません。（官製はがきは切手不要。）</p> <p><u>※提出ファイル（表紙の裏面内側）にクリップ止めしてください。</u></p>

8 提出書類作成上の注意（数字は「7 提出書類等」のNo.）

No.6：実績調書の枚数が足りない場合は、コピーして追加すること。設備設計コンサルタント、磁気探査調査業務、気象関係コンサルタント、その他（廃棄物関係、環境関係等）を希望する業者は、市独自業種のため入力欄に業務内容を入力。（申請データにその他の業種について入力欄あり。）

- No.7：技術職員有資格者名簿は、データ入力後、出力したものを提出。県様式不可。
- No.8：登録証明書関係書類（営業に関し法律等に基づく登録通知書又は証明書の写し）
（ア）測量業者登録証明書（イ）建築士事務所登録証明書（ウ）建設コンサルタント登録証明書（エ）地質調査業者登録証明書（オ）補償コンサルタント登録証明書（カ）不動産鑑定業者登録証明書（キ）計量証明事業者登録証明書
- No.10：個人事業者は、①本籍地のある市町村発行の「身分証明書」と②東京法務局発行の「登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明）」が必要
- No.12：県へ提出する財務諸表の写し

※ 注意事項

- ① 提出書類の各証明書は、令和2年9月1日以降に発行されたものを提出してください。ただし、商号（名称）等の変更等がある場合は、最新のものを出してください。
- ② 指定された色のファイルに綴ってください。
- ③ 個人事業者に関しては、1.本籍地の市町村が発行する「身分証明書」と2.東京法務局が発行する「登記されていないことの証明書」（成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明）の2種類が必要となります。
東京法務局が発行する「登記されていないことの証明書」については、那覇地方法務局戸籍課又は最寄りの法務局へお問い合わせください。
- ④ 書類の不備がないよう、十分確認したうえで提出してください。インデックスの貼り忘れ、ファイルに綴っていない場合も書類不備となり、受付できない場合があります。郵送する前に再度確認してください。
- ⑤ 提出された申請書等に訂正がある場合には確認に時間を要します。早めの提出をお願いします。

9 入札参加資格の有効期間

登録の日から令和5年（西暦2023年）3月31日までとする。ただし、同日までに次期の資格決定がなされないときは、その資格決定がなされるまでの間、引き続き有効とする。

- ※ 合格通知書の発送は、令和3年3月末の予定です。
なお、通知書の内容に対する異議申立ては、法制契約課 工事契約G (TEL:098-951-3253) で通知書送付後30日以内に限り受け付けます。

※ 語句の説明

- ①市内事業者とは、那覇市内に本店のある事業者をいう。
 - ②市外事業者とは、沖縄県内で那覇市以外に本店のある事業者をいう。
 - ③県外事業者とは、沖縄県外に本店のある事業者をいう。
- ※ 法人については、上記の登記がなされていることが必要となります。

委託業務競争入札参加資格審査願変更届について

資格審査願提出後に次の事項に変更があるときは、別紙「委託業務競争入札参加資格審査願変更届」に必要な書類を添付のうえ速やかに提出してください。

なお、各変更事項の添付書類については、変更届の裏面を参照してください。

- | | | |
|---------|-------------------|-------------|
| ①商号又は名称 | ②代表者 | ③代理人 |
| ④資本金 | ⑤所在地 | ⑥電話番号 |
| ⑦FAX番号 | ⑧実印 | ⑨使用印 |
| ⑩業者登録更新 | ⑪技術職員（資格の取得・更新含む） | |
| ⑫事業の承継願 | ⑬業務停止又は廃業 | ⑭その他（役員変更等） |

※ 変更届を提出する場合は、必ず業者番号を記入してください。

変更届の掲載場所は、以下のとおりです。

那覇市ホームページ ⇒ 「産業・ビジネス」 ⇒ 「業者登録・入札・契約の事業者登録」
⇒ 「建設工事・建設工事に係る業務委託の入札参加資格申請情報及び申請書様式について」
の 委託業務競争入札参加資格審査願変更届 を参照。

<https://www.city.naha.okinawa.jp/business/touroku/jigyousyatouroku/20200624zyouzihyouzi.html>

変更届の控が必要な場合は、変更届の写し又は受付票も提出してください。

那覇市へ委託業務の競争入札参加資格審査願を提出し、それに合格した事業所には、那覇市での業者番号があります。（B-〇〇〇〇番）

業者番号は更新するたびに変わることなく、一度登録されると継続して同じ業者番号になります。

変更届の提出時、お問い合わせは、事業所名と業者番号でお願いします。